

令和8年2月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(行ウ)第16号 裁決取消請求事件

口頭弁論終結の日 令和7年12月24日

判 決

5 (当事者の表示省略)

主 文

- 1 原告A1の異議申出に対する令和7年3月6日付けa町選挙管理委員会の裁決のうち、別紙1-2番号26を棄却した部分を取り消す。
- 10 2 原告A2の異議申出に対する令和7年3月6日付けa町選挙管理委員会の裁決のうち、別紙2-1番号15及び別紙2-2番号2、5、6、8、9を棄却した部分を取り消す。
- 3 原告A3の異議申出に対する令和7年3月6日付けa町選挙管理委員会の裁決のうち、別紙3-1番号15、別紙3-2番号8、10、
15 14、15、16を棄却した部分を取り消す。
- 4 原告A1の異議申出に対する令和7年3月6日付けa町選挙管理委員会の裁決のうち、別紙1-2番号26の署名が無効であることを確認する。
- 5 原告A2の異議申出に対する令和7年3月6日付けa町選挙管理委員会の裁決に関し、別紙2-1番号15及び別紙2-2番号2、5、
20 6、8、9の各署名がいずれも無効であることを確認する。
- 6 原告A3の異議申出に対する令和7年3月6日付けa町選挙管理委員会の裁決に関し、別紙3-1番号15、別紙3-2番号8、10、
14、15、16の各署名がいずれも無効であることを確認する。
- 25 7 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 8 訴訟費用は、これを20分し、その1を被告の、その余を原告らの

負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求の趣旨

1 原告A1の異議申出（以下「原告A1異議申出」という。）に対する令和7年
5 3月6日付けa町選挙管理委員会（以下「本件選挙管理委員会」という。）の裁
決（以下「原告A1裁決」という。）のうち、別紙1-1番号1ないし48及び
別紙1-2番号1ないし29を棄却した部分を取り消す。

2 原告A2の異議申出（以下「原告A2異議申出」という。）に対する令和7年
3月6日付け本件選挙管理委員会の裁決（以下「原告A2裁決」という。）のう
10 ち、別紙2-1番号1ないし24及び別紙2-2番号1ないし22を棄却した
部分を取り消す。

3 原告A3の異議申出（以下「原告A3異議申出」という。）に対する令和7年
3月6日付け本件選挙管理委員会の裁決（以下「原告A3裁決」という。）のう
ち、別紙3-1番号1ないし71及び別紙3-2番号1ないし18を棄却した
15 部分を取り消す。

4 原告A1異議申出に対する原告A1裁決に関し、別紙1-1番号1ないし4
8及び別紙1-2番号1ないし29の各署名がいずれも無効であることを確認
する。

5 原告A2異議申出に対する原告A2裁決に関し、別紙2-1番号1ないし2
20 4及び別紙2-2番号1ないし22の各署名がいずれも無効であることを確認
する。

6 原告A3異議申出に対する原告A3裁決に関し、別紙3-1番号1ないし7
1及び別紙3-2番号1ないし18の各署名がいずれも無効であることを確認
する。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、a 町議会（以下「本件町議会」という。）の議員である原告らが、本
件選挙管理委員会に対し、本件町議会の解散請求の直接請求署名簿（以下「本
5 件署名簿」という。）の署名の効力に関し、同一の筆跡による無効な署名又は代
筆の要件を欠く無効な署名が含まれるとして異議をそれぞれ申し出たのに対し
（以下、原告A 1 異議申出、原告A 2 異議申出及び原告A 3 異議申出を併せて
「原告ら異議申出」という。）、本件選挙管理委員会が原告ら異議申出の一部を
それぞれ棄却する旨の各異議一部棄却決定（以下、原告A 1 裁決、原告A 2 裁
10 決及び原告A 3 裁決を併せて「本件各裁決」という。）をしたことについて、各
棄却部分の一部（原告A 1 について別紙1－1 番号1 ないし4 8 及び別紙1－
2 番号1 ないし2 9 の各署名、原告A 2 について別紙2－1 番号1 ないし2 4
及び別紙2－2 番号1 ないし2 2 の各署名、原告A 3 について別紙3－1 番号
1 ないし7 1 及び別紙3－2 番号1 ないし1 8 の各署名が有効であるとして原
15 告ら異議申出を棄却した部分）の取消しを求めるとともに、上記各署名が無効
であることの確認を求める事案である。

2 地方自治法（以下「法」という。）の定め

(1) 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下「選挙権
を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数が4 0 万以
20 下の場合はその総数の3 分の1 以上の者の連署をもって、その代表者（以下
「解散請求代表者」という。）から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対
し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる（法7 6
条1 項）。

(2) 選挙権を有する者は、心身の故障その他の事由により普通地方公共団体の
25 議会の解散請求の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者
の属する市町村の選挙権を有する者（解散請求代表者及び解散請求代表者の

委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者（以下「収集受任者」という。）を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる（法76条4項、74条8項）。

5 (3) 前記(2)の委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を普通地方公共団体の議会の解散請求の請求者の署名簿に記載する場合には、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない（法76条4項、74条9項）。

10 (4) 請求者の署名で、何人であるかを確認し難い署名は無効とする（法76条4項、74条の3第1項）。

3 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨から容易に認めることができる事実。以下、順に「前提事実(1)」などという。）

(1) 当事者

原告らは、いずれも本件町議会の議員である。

15 (2) 訴え提起に至る経緯

ア 本件町議会の解散請求代表者のB1及びB2（以下「本件解散請求代表者ら」という。）は、令和6年12月18日、本件選挙管理委員会に対し、本件町議会の解散請求代表者証明書の交付を申請した。

20 本件選挙管理委員会は、同月24日、本件解散請求代表者らに対し、解散請求代表者証明書を交付し、その旨を告示した。

本件解散請求代表者ら及び同人らから署名収集の委任を受けた収集受任者（以下「本件収集受任者」という。）らは、本件町議会の解散請求に賛同する署名を収集した。

25 本件解散請求代表者らは、令和7年1月24日、本件選挙管理委員会に対し、2510人分の署名がされた本件署名簿を提出し、同委員会は、これを受理した。

(甲11、16ないし18、乙1)

イ 本件選挙管理委員会は、令和7年1月25日から本件署名簿の審査を開始し、同年2月12日、本件署名簿の署名のうち226人分の署名が無効であることを前提として2284人分の署名が有効であると決定してその旨を証明し（以下、当該証明の時点を「本件証明終了時」という。）、同月14日から同月20日までの間、本件署名簿を縦覧に供した。（甲11、17、18、乙1）

ウ 原告らは、令和7年2月20日、本件選挙管理委員会に対し、本件署名簿の署名の中には同一の筆跡による無効な署名（以下、当該理由を異議の理由とする類型を「同一筆跡類型」という。）又は代筆の要件を欠く無効な署名（以下、当該理由を異議の理由とする類型を「違法代筆類型」という。）が含まれることを理由として、原告ら異議申出をした。（甲4ないし6）

エ 本件選挙管理委員会は、令和7年2月24日、原告らに対し、弁明書を交付した。これに対し、原告らは、同月26日、同委員会に対し、反論書を提出した。

本件選挙管理委員会は、同年3月1日午前9時、原告らに口頭で意見を陳述させた。また、同委員会は、同日から同月3日までの間に本件解散請求代表者らや原告ら異議申出の対象とされた署名を収集した本件収集受任者33名に対して署名を収集した際の状況について聴取した（以下、当該聴取を「本件参考人聴取」という。）。同委員会の職員は、本件参考人聴取に立ち会い、録取書（以下「本件参考人録取書」という。）を作成した。同委員会の委員のCも、同月1日の本件参考人聴取に立ち会い、メモ（以下「Cメモ」という。）を作成した。

本件選挙管理委員会の職員は、再精査の結果、疑義が残る署名については、その署名者や氏名代筆者に対して直接事実を確認するなどした。

(甲1ないし3、7ないし10、45、61、乙1ないし3（枝番のある

ものは枝番を含む。)、6、証人D)

オ 本件選挙管理委員会は、令和7年3月5日、原告ら異議申出について決定した旨、本件署名簿の署名のうち2135人分の署名が有効である旨を告示した。

5 なお、本件署名簿の署名を審査した本件選挙管理委員会の委員4名（委員長を含む。）のうちCを除く3名は、同委員会の審査の次第を記載した署名審査録に署名したが、Cは署名を拒否した。

（甲17、18、61、乙1）

カ 本件選挙管理委員会は、令和7年3月6日、原告A1異議申出について、

10 ① 同人が同一筆跡類型に当たると主張する署名のうち、別紙1-1番号1ないし48の各署名については対照された者の署名と明らかに同一筆勢であると認めるに至らない、1人分の署名については本件署名簿の記載と一致しない、1人分の署名については署名番号が重複しており本件署名簿の記載と一致しない、1人分の署名については氏名代筆者による署名で
15 あり氏名代筆者と筆跡が同一であるのは当然として異議申出に理由はない旨判断するとともに、② 原告A1が違法代筆類型に当たると主張する署名のうち、51人分の署名については法定要件を充たす署名ではないとして判定を有効から無効に修正した反面、別紙1-2番号1ないし29の各署名については高齢、疾病、障害等により自署が困難な者と認められる、
20 1人分の署名については本件署名簿の記載と一致しないとして異議申出に理由はない旨判断して、原告A1異議申出を一部棄却する旨決定した（原告A1裁決）。

25 本件選挙管理委員会は、同日、原告A2異議申出について、① 同人が同一筆跡類型に当たると主張する署名のうち、13人分の署名については本人以外の者が署名したことが認められるとして判定を有効から無効に修正した反面、別紙2-1番号1ないし24の各署名については対照された

者の署名と明らかに同一筆勢であると認めるに至らない、1人分の署名については本件署名簿の記載と一致しないとして異議申出に理由はない旨判断するとともに、② 原告A2が違法代筆類型に当たると主張する署名のうち、43人分の署名については法定要件を充たす署名ではないとして判定を有効から無効に修正した反面、別紙2-2番号1ないし22の各署名については高齢、疾病、障害等により自署が困難な者と認められる、3人分の署名については本件署名簿の記載と一致しないとして異議申出に理由はない旨判断して、原告A2異議申出を一部棄却する旨決定した（原告A2判決）。

本件選挙管理委員会は、同日、原告A3異議申出について、① 同人が同一筆跡類型に当たると主張する署名のうち、18人分の署名については本人以外の者が署名したことが認められるとして判定を有効から無効に修正した反面（うち11人分の署名については、原告A2判決においても判定が有効から無効に修正されている。）、別紙3-1番号1ないし71の各署名については対照された者の署名と明らかに同一筆勢であると認めるに至らないとして異議申出に理由はない旨判断するとともに、② 原告A3が違法代筆類型に当たると主張する署名のうち、35人分の署名については法定要件を充たす署名ではないとして判定を有効から無効に修正した反面、別紙3-2番号1ないし18の各署名については高齢、疾病、障害等により自署が困難な者であると認められるとして異議申出に理由はない旨判断して、原告A3異議申出を一部棄却する旨決定した（原告A3判決）。

本件選挙管理委員会において、本件証明終了時に有効と判定していたものの、本件各判決において無効に修正した署名の数は、同一筆跡類型が20人分（原告A2判決は13人分、原告A3判決は18人分であるが、うち11人分は重複していた。）、違法代筆類型が129人分（原告A1判決は51人分、原告A2判決は43人分、原告A3判決は35人分）であつ

た。

(甲1ないし3、乙1)

キ 本件選挙管理委員会は、令和7年3月6日、本件解散請求代表者らに対し、本件署名簿を返付した。同人らは、同日、同委員会に対し、解散請求書

5

ク 本件選挙管理委員会は、令和7年3月7日、本件解散請求代表者らの住所氏名及び解散請求の要旨を公表し、本件町議会の解散の賛否を問う住民投票の告示日を同月31日、投票日を同年4月20日とする旨決定した。

(甲11、16ないし19)

ケ 原告らは、令和7年3月18日、本件各裁決に対し、本件各裁決において対照された者の署名と明らかに同一筆勢であると認めるに至らないと判断された別紙1-1番号1ないし48、同2-1番号1ないし24及び同3-1番号1ないし71の各署名、高齢、疾病、障害等により自署が困難であると判断された別紙1-2番号1ないし29、同2-2番号1ないし22及び同3-2番号1ないし18の各署名を対象として、本件各裁決の一部の取消しを求める旨の本件訴えを提起し、後に上記各署名が無効であることの確認を求める旨の請求を追加した。(顕著な事実)

10

15

なお、上記各署名は延べ212人分であるが、うち26人分は重複しているため、実186人分である。(甲1ないし3)

コ 本件署名簿に請求者として氏名が記載されているE1(別紙2-2番号2)は令和6年12月31日に、E2(同番号6)は令和7年1月11日に、E3(別紙3-2番号1)は同年2月24日に、a町bのE4は同月27日にそれぞれ死亡した。

20

原告A2はE1及びE2の各署名について、原告A3はE3の署名について、違法代筆類型に当たるとして原告A2異議申出又は原告A3異議申出の対象としていたが、原告らはE4の署名については原告ら異議申出の

25

対象としていなかった。

(甲5ないし7、31ないし34)

4 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 署名後に死亡した者の各署名の有効性 (争点1)

5 (被告の主張)

直接請求をなしうる選挙人名簿に登録された者とは、署名審査終了の際に選挙人名簿に登録されている者をいうと解されるところ、署名審査終了の日以降に署名者が死亡したことを理由に署名が無効となることはないから、E3及びE4の各署名は有効である。

10 (原告らの主張)

本件選挙管理委員会が有効と判定した署名の署名者のうち、E1は令和6年12月31日に、E2は令和7年1月11日に、E3は同年2月24日に、E4は同月27日にそれぞれ死亡しているから、同人らの署名は有効ではない。

15 (2) 原告らが違法代筆類型に当たると主張する各署名の有効性 (争点2)

(被告の主張)

本件選挙管理委員会は、本件解散請求代表者らや本件収集受任者らに本件参考人聴取をして事実の陳述を求めた上で、代筆の要件について具体的に検討し、一部の者については代筆の要件を充足しないものと認めて原告ら異議
20 申出を一部認容し、残部を棄却したものであるから、原告らが違法代筆類型に当たると主張する各署名が適法な代筆の要件を充たしていることは明らかであって、いずれも有効な署名である。

(原告らの主張)

別紙1-2番号1ないし29、別紙2-2番号1ないし22及び別紙3-
25 2番号1ないし18の各署名の中には、心身の故障がなく、自署が可能な者による署名も多数含まれているところ、本件選挙管理委員会が有効な代筆と

判断する基準は曖昧であるから、合理的な説明がない限り、上記各署名は全て無効と判断されるべきである。

(3) 原告らが同一筆跡類型に当たると主張する各署名の有効性（争点3）
（被告の主張）

5 本件選挙管理委員会は、本件解散請求代表者らから本件署名簿が提出された時点において署名の筆跡の同一性を審査し、明らかに同一筆跡と思われるものは無効として排除している。また、原告ら異議申出後には、原告らの主張を踏まえて検討し、疑念が残る署名については、職員が署名者を直接訪問して確認手続を採るなどした上で、本件各裁決をした。

10 以上からすると、別紙1-1番号1ないし48、別紙2-1番号1ないし24及び別紙3-1番号1ないし71の各署名は、対照された者の筆跡と同一筆跡であるとは認められないから、いずれも有効な署名である。

（原告らの主張）

15 別紙1-1番号1ないし48、別紙2-1番号1ないし24及び別紙3-1番号1ないし71の各署名は、いずれも対照された者の署名と明らかに同一筆跡であるから、いずれも無効な署名である。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（署名後に死亡した者の各署名の有効性）に対する判断

20 (1) 本件署名簿に請求者として氏名が記載されているE1（別紙2-2番号2）及びE2（同番号6）の各署名については、本件証明終了時には同人らが既に死亡しており、選挙人名簿から抹消されていたものと解され（公職選挙法28条参照）、かつ、原告A2は上記2人分の署名について原告A2異議申出の対象としていたのであるから（前提事実(2)コ）、原告A2裁決において判定を有効から無効に修正すべきであったといえることができる。

25 (2) これに対し、原告らは、本件証明終了時後に死亡したE3及びE4の各署名も無効である旨主張するが、署名の効力は本件証明終了時において判断さ

れるものであるから、それ以降に署名者が死亡しても署名の効力が失われる
ということとはできない。原告らの主張を採用することはできない。

(3) そうすると、E 1（別紙 2－2 番号 2）及び E 2（同番号 6）の各署名は、
有効とは認められない。

5 2 争点 2（原告らが違法代筆類型に当たると主張する各署名の有効性）に対す
る判断

(1) 代筆による署名の有効要件

前記第 2 の 2 (2) 及び (3) によると、氏名代筆者による請求者の氏名の署名（代
筆）が有効であるためには、① 請求者が心身の故障その他の事由により署
10 名簿に氏名を自署することができない場合であること、② 請求者が氏名代
筆者に署名簿に請求者の氏名を代筆することを委任したこと、③ 氏名代筆
者が署名簿に請求者の氏名を代筆するほか、氏名代筆者としての署名をする
ことが必要となるものと解される。

そして、心身の故障その他の事由により署名簿に氏名を自署することがで
15 きない場合とは、何人であるかを確認し難い署名は無効とするものとされて
いることからすると（前記第 2 の 2 (4)）、請求者自身が署名簿に氏名を自署し
たとしても、その署名が何人による署名であるかを判読できない程度の文字
しか記載することができない場合のみならず、そのような文字しか記載する
ことができない状況を惹起し得る一時的なけがを含む指や腕の疾病・障害、
20 失明、高齢等の影響により署名簿に氏名を自署することが困難な場合を含む
ものと解するのが相当である。

(2) 有効とは認められないことに争いが無い署名

F 1 は、G 1（別紙 3－2 番号 1 5）が心身の故障その他の事由により署
名簿に氏名を自署することができない場合ではないにもかかわらず、本件署
25 名簿に同人の氏名を代筆したものであるから、同人の署名は、代筆の要件を
欠き、有効とは認められない。

(3) 原告らが違法代筆類型に当たると主張する各署名の有効性

ア G 2 (別紙 1 - 2 番号 7) の署名の有効性

(7) 前提事実(2)エ、証拠 (甲 4 5、4 7 - 2 5、6 7、乙 3 の 1、証人 C、証人 D) 及び弁論の全趣旨によると、① 本件収集受任者の H 1 は、令和 7 年 1 月 1 5 日、G 2 (当時 8 7 歳) の署名を収集したこと、② F 2 は、本件署名簿に G 2 の氏名を代筆するとともに、氏名代筆者として署名したこと、③ 本件選挙管理委員会の職員は、H 1 に対する本件参考人録取書の代筆した理由に関する設問に対する回答欄の「高齢のため字が書けません」にチェックしたこと、④ C は、H 1 に対する本件参考人録取に立ち会い、C メモに「年寄」、「字は書ける」などと記載したことが認められる。

(イ) 上記のとおり、H 1 に対する本件参考人聴取の際に同人が回答した内容に関する本件選挙管理委員会の職員の認識と C の認識には相違があるところ、本件参考人録取書は、本件参考人聴取に立ち会った同委員会の 2 人の職員がそれぞれ作成した録取書 (回答をチェック方式で簡便に記録できる統一ひな型を利用して作成したもの) の内容を統合したものである反面 (証人 D)、C メモは、同人が単独で作成したものであり、同人自身も C メモに書き間違いや聞き漏らしがある可能性があることを否定していないこと (証人 C) からすると、C メモの記載内容に比して本件参考人録取書の記載内容の方がより正確性が高いものと考えられる。

これを踏まえて検討すると、F 2 は、G 2 が高齢のため本件署名簿に氏名を自署することが困難であったことから、本件署名簿に同人の氏名を代筆したものと認められる。

(ウ) そうすると、G 2 は、心身の故障その他の事由により本件署名簿に自署することができなかつたと認められる上、同人が F 2 に本件署名簿に G 2 の氏名を代筆することを委任していないなどとはうかがわれない

から、同人の署名は、代筆の要件を充たし、有効と認められる。

イ G 3（別紙1－2番号8）の署名の有効性

5 (ア) 前提事実(2)エ、証拠（甲45、47－25、67、乙3の1、証人C、
証人D）及び弁論の全趣旨によると、① 本件収集受任者のH1は、令
和7年1月15日、G3（当時77歳）の署名を収集したこと、② F
3は、本件署名簿に「G3」と代筆するとともに、氏名代筆者として署
10 名したこと、③ 本件選挙管理委員会の職員は、H1に対する本件参考
人録取書の代筆した理由に関する設問に対する回答欄の「高齢のため字
が書けません」にチェックしたこと、④ Cは、H1に対する本件参考
人聴取に立ち会い、Cメモに「年寄」、「字は書ける」という趣旨で「ㄱ」
と記載したことが認められる。

15 (イ) 上記のとおり、H1に対する本件参考人聴取の際に同人が回答した内
容に関する本件選挙管理委員会の職員の認識とCの認識には相違がある
ところ、前記ア(イ)と同様に、Cメモの記載内容に比して本件参考人録取
書の記載内容の方がより正確性が高いものと考えられる。

これを踏まえて検討すると、F3は、G3が高齢のために本件署名簿
に氏名を自署することが困難であったことから、本件署名簿に同人の氏
名を代筆したものと認められる。

20 (ウ) そうすると、G3は、心身の故障その他の事由により本件署名簿に自
署することができなかったと認められる上、同人がF3に本件署名簿に
G3の氏名を代筆することを委任していないなどとはうかがわれない
から、同人の署名は、代筆の要件を充たし、有効と認められる。

ウ G 4（別紙1－2番号14）の署名の有効性

25 (ア) 証拠（甲47－35、乙3の1、証人D）及び弁論の全趣旨によると、
① 本件収集受任者のH2は、令和6年12月27日、G4（当時71
歳）の署名を収集したこと、② F4は、本件署名簿にG4の氏名を代

筆するとともに、氏名代筆者として署名したこと、③ 本件選挙管理委員会の職員は、H 2 に対する本件参考人録取書の代筆した理由に関する設問に対する回答欄の「その他」にチェックし、「のうこうそく」と記載したことが認められる。

5 (イ) 以上の事実によると、F 4 は、G 4 が脳梗塞の影響から本件署名簿に氏名を自署することが困難であることから、本件署名簿に同人の氏名を代筆したものと認められる。

10 (ウ) そうすると、G 4 は、心身の故障その他の事由により本件署名簿に自署することができなかつたと認められる上、同人が F 4 に本件署名簿に G 4 の氏名を代筆することを委任していないなどとはうかがわれないから、同人の署名は、代筆の要件を充たし、有効と認められる。

エ G 5 (別紙 1 - 2 番号 2 6) の署名の有効性

15 (ア) 証拠(甲 4 0、4 7 - 3 8、6 6、乙 3 の 1、乙 7、2 1、証人 I 1、証人 D) 及び弁論の全趣旨によると、① 本件収集受任者の H 3 は、令和 7 年 1 月 1 4 日、G 5 (当時 9 2 歳) の署名を収集したこと、② F 5 は、本件署名簿に G 5 の氏名を代筆するとともに、氏名代筆者として署名したこと、③ 本件選挙管理委員会の職員は、H 3 に対する本件参考人録取書の代筆した理由に関する設問に対する回答欄の「高齢のため字が書けません」にチェックしたこと、④ I 1 は、同年 4 月 1 1 日、
20 知人の G 5 の自宅を訪問し、同人に対し、証明書と題する書面に氏名を自署するよう求め、同人は上記証明書に氏名を自署したこと、⑤ 同人が上記証明書に自署した氏名は判読可能であること、⑥ 同委員会の職員は、同年 5 月 8 日、G 5 の自宅を訪問し、応対した F 5 から、G 5 が名前を書く必要があるときには F 5 が代筆しているので、上記証明書の
25 G 5 の署名が自署によるものかはわからない旨、F 5 が本件署名簿に G 5 の氏名を代筆した際、同人に対して字を書くことができるかを確認し

たところ、同人が書くことはできないと回答したため、代筆した旨聴取したことが認められる。

なお、F 5 が本件署名簿にG 5 の氏名を代筆した当時から同人が上記
5 証明書に氏名を自署する時点までの間に、同人の氏名を自署する能力が回復したような事情はうかがわれない。

(イ) 以上の事実によると、G 5 は、F 5 が本件署名簿にG 5 の氏名を代筆した
10 当時も、氏名を自署することが可能であったにもかかわらず、F 5 に対して字を書くことができないと回答したため、F 5 が本件署名簿にG 5 の氏名を代筆したものと認められる。

(ウ) そうすると、F 5 は、G 5 が心身の故障その他の事由により本件署名簿
15 に氏名を自署することができない場合ではないにもかかわらず、本件署名簿に同人の氏名を代筆したものであるから、同人の署名は、代筆の要件を欠き、有効とは認められない。

オ G 6（別紙1-2番号28）及びG 7（同番号29）の各署名の有効性

(ア) 証拠（甲26、28、47-39、64、乙3の1、乙8の1・2、乙9、21、証人F6、証人I2、証人D）及び弁論の全趣旨によると、
15 ① 本件収集受任者のH4は、令和6年12月30日頃、G6（当時8歳）及びG7（当時86歳）の自宅を訪問し、同人らの署名を収集したこと、② 同人らの子のF6は、その際、H4に対し、G6及びG7は「まだらぼけ」である旨説明したこと、③ F6は、G6及びG7は字を書こうと思えば書けるものの、高齢で手が震えて書いた文字が判読できないことから、同人らから本件署名簿に同人らの氏名を代筆することについて承諾を得て本件署名簿に同人らの氏名を代筆するとともに、氏名代筆者として署名したこと、④ F6は、数年前までG6がメモを書いていたことやG7が日記を付けていたことを見たことがあったもの
20 の、それらの文字を判読することができなかったこと、⑤ 本件選挙管
25

理委員会の職員は、H 4 に対する本件参考人録取書の F 6 が G 6 及び G 7 の氏名を代筆した理由に関する設問に対する回答欄の「その他」にそれぞれチェックし、いずれも「認知症」と記載したこと、⑥ I 2 は、令和 7 年 3 月 25 日頃、G 6 及び G 7 の自宅に架電し、対応した F 6 の妻の J に対して、G 6 及び G 7 は字を書くことができるのか質問し、J から G 6 及び G 7 はリハビリテーションのために字を書くようにしている旨聴取し、同人らは氏名を自署することができるかと判断したものの、実際に同人らと直接面談することはなく、同人らに氏名を自署するよう求めたこともなかったこと、⑦ 同委員会の職員は、同年 5 月 25 日、G 6 の自宅を訪問し、同人から F 6 が本件署名簿に G 6 の氏名を代筆した際には手が震えて力が入らず氏名を自署することができなかつたため、F 6 に対して本件署名簿に G 6 の氏名を代筆することを依頼した旨聴取したことが認められる。

(イ) 以上の事実によると、G 6 及び G 7 は、手の震えや認知症の影響から、いずれも本件署名簿に氏名を自署したとしてもその文字を判読することができないため、本件署名簿に署名をすることが困難であったと認められる。また、同人らは、F 6 が本件署名簿に G 6 及び G 7 の氏名を代筆することを承諾したものと認められる。

(ウ) そうすると、G 6 及び G 7 は、心身の故障その他の事由により本件署名簿に自署することができず、かつ、F 6 に本件署名簿に G 6 及び G 7 の氏名を代筆することを委任したといえるから、同人らの各署名は、いずれも代筆の要件を充たし、有効と認められる。

カ G 8（別紙 2－2 番号 3）の署名の有効性

(ア) 証拠（甲 39、47－3、66、乙 3 の 2、乙 10 の 1・2、乙 21、証人 F 7、証人 I 1、証人 D）及び弁論の全趣旨によると、① 本件収集受任者の H 5 は、令和 6 年 12 月 29 日、G 8（当時 90 歳）の自宅

を訪問し、同人の署名を収集したこと、② 同人の子のF 7は、以前からG 8が字を書くのを見たことがなかったところ、同人から本件署名簿に同人の氏名を代筆することを依頼され、本件署名簿に同人の氏名を代筆するとともに、氏名代筆者として署名したこと、③ 本件選挙管理委員会の職員は、H 5に対する本件参考人録取書の代筆した理由に関する設問に対する回答欄の「高齢のため字が書けません」にチェックしたこと、④ G 8は、令和7年1月以降、特別養護老人ホームで開催されている教室に通うようになり、計算や筆記の練習をするようになったこと、⑤ I 1は、同年4月11日、G 8の自宅を訪問し、同人に対し、証明書と題する書面に氏名を自署するよう求め、同人は上記証明書に氏名を自署したこと、⑥ 同人が上記証明書に自署した氏名は、一度は「▲」の字を誤って記載したものの、判読可能であること、⑦ F 7は、同人が本件署名簿にG 8の氏名を代筆した当時は、同人は氏名を自署する意欲を持っていなかったものの、上記証明書に氏名を自署した時点では上記教室の効果で自署する意欲が湧いていたと認識していること、⑧ 同委員会の職員は、同年5月17日、a 町役場において、G 8から何年も字を書いていないため自信がなかったことから代筆を依頼した旨や手が震える旨聴取したことが認められる。

(イ) 以上の事実によると、G 8は、F 7が本件署名簿にG 8の氏名を代筆した後に氏名を自署する能力が回復したものと考えられるものの、その当時は、手の震えから本件署名簿に氏名を自署することが困難であったと認められる。また、同人は、F 7が本件署名簿にG 8の氏名を代筆することを承諾したものと認められる。

(ウ) そうすると、G 8は、心身の故障その他の事由により本件署名簿に自署することができず、かつ、F 7に本件署名簿にG 8の氏名を代筆することを委任したということが出来るから、同人の署名は、代筆の要件を

充たし、有効と認められる。

キ G9（別紙2-2番号5）の署名の有効性

- (7) 証拠（甲38、47-4、66、乙3の2、乙11、21、証人G9、証人I1、証人D）及び弁論の全趣旨によると、① 本件収集受任者のH5は、令和6年12月25日、G9（当時73歳）の自宅を訪問し、
5 同人の署名を収集したこと、② G9は、普段、妻のF8に氏名の代筆を依頼していることから、普段と同様に本件署名簿にG9の氏名を代筆するよう依頼し、F8は本件署名簿にG9の氏名を代筆するとともに、氏名代筆者として署名したこと、その際、H5は、G9に対して代筆の要件について説明することはなく、G9も、H5に対して氏名を自署することはできるものの、本件署名簿のような小さい枠内に文字を書くことは苦手であることを説明しなかったこと、③ 本件選挙管理委員会の職員は、H5に対する本件参考人録取書の代筆した理由に関する設問に対する回答欄の「その他」にチェックし、「病気で読み書きできなくなった」と記載したこと、④ I1は、令和7年4月11日、G9の自宅を訪問し、F8を通じて、病気で寝ていたG9に対し、証明書と題する書面に氏名を自署するよう求め、同人は上記証明書に氏名を自署したこと、⑤ 同人が上記証明書に自署した氏名は判読可能であること、⑥ 同委員会の職員は、同年5月10日、G9から、普段から目がぼやけており、本件署名簿の文字がはっきりと見えず、どこに書いたらいいかわからなかったことや手が震えて書くことはできなかったことから代筆を依頼した旨聴取したことが認められる。

また、F8が本件署名簿にG9の氏名を代筆した当時から同人が上記証明書に氏名を自署する時点までの間に、同人の氏名を筆記する能力が回復したような事情はうかがわれない。

- (イ) 以上の事実によると、G9は、同人としては本件署名簿のような小さ

な枠に氏名を自署することが苦手であると認識していたことは認められるものの、H5が代筆の要件について説明をしていれば、実際にはF8が本件署名簿にG9の氏名を代筆した当時も本件署名簿に同人の氏名を自署することができたものと認められる。

- 5 (ウ) そうすると、F8は、G9が心身の故障その他の事由により本件署名簿に氏名を自署することができない場合ではないにもかかわらず、本件署名簿に同人の氏名を代筆したものであるから、同人の署名は、代筆の要件を欠き、有効とは認められない。

ク G10（別紙2-2番号7）の署名の有効性

- 10 (ア) 証拠（甲37、47-4、66、乙3の2、乙12、21、証人G10、証人I1、証人D）及び弁論の全趣旨によると、① 本件収集受任者のH5は、令和6年12月27日、G10（当時81歳）の自宅を訪問し、同人の署名を収集したこと、② 同人は、同月20日頃、自宅で足を滑らせ、右手の指を付いたことから、文字を書くことができなかったため、妻のF9に本件署名簿にG10の氏名を代筆するよう依頼し、
15 F9は、本件署名簿にG10の氏名を代筆するとともに、氏名代筆者として署名したこと、③ 本件選挙管理委員会の職員は、H5に対する本件参考人録取書の代筆した理由に関する設問に対する回答欄の「高齢のため字が書けません」にチェックするとともに、「その他」にチェックし、
20 「手が困難（不自由）」と記載したこと、④ I1は、令和7年4月11日、G10に対し、証明書と題する書面に氏名を自署するよう求め、同人は、その時点では文字を書くことができたことから、上記証明書に氏名を自署したことが認められる。

- 25 (イ) 以上の事実によると、G10は、F9が本件署名簿にG10の氏名を代筆した当時は、けがの影響で氏名を自署することは困難であり、かつ、G10はF9に対して本件署名簿にG10の氏名を代筆することを依

頼したものと認められる。

- (ウ) そうすると、G10は、心身の故障その他の事由により本件署名簿に氏名を自署することができず、かつ、同人はF9に本件署名簿にG10の氏名を代筆することを委任したものと認められるから、同人の署名は、

5

ケ G11（別紙2-2番号8）の署名の有効性

- (ア) 証拠（甲36、47-4、66、乙3の2、乙13の1・2、乙21、証人F10、証人I1、証人D）及び弁論の全趣旨によると、① Kは、令和6年12月29日、G11（当時91歳）の自宅を訪問し、同人及び同人の孫のF10の各署名を収集したこと、② その際、G11の署名が記載されている本件署名簿において本件収集受任者として表記されているH5は同行していなかったこと、③ F10は、G11が本件署名簿に氏名を自署しようとして筆記具を持ったものの、自署しようとしなかったため、同人に対して代わりに書くかと尋ねたところ、同人が

10

15

20

25

- (イ) 以上の事実によると、F10は、本件解散請求代表者ら及び本件収集

受任者らではないKが本件署名簿への署名を収集したのに応じて、本件署名簿にG 1 1の氏名を代筆したことが認められる。

5 (ウ) ここで、普通地方公共団体の議会の解散請求の署名簿の署名収集は、解散請求代表者が直接行うか、収集受任者が行うかの方法によるべきで他の第三者による署名収集は許されないと解すべきであるところ、上記(イ)のとおり、Kは本件解散請求代表者ら又は本件収集受任者らであると認められないから、G 1 1の署名は、代筆の要件の有無にかかわらず、有効とは認められない。

コ G 1 2 (別紙2-2番号9)の署名の有効性

10 (ア) 証拠(甲30、47-6、65、乙3の2、乙14、21、証人I3、証人D)及び弁論の全趣旨によると、① 本件収集受任者のH6は、令和7年1月8日、G 1 2(当時97歳)の自宅を訪問し、同人の署名を収集したこと、② 同人の子のF 1 1は、本件署名簿にG 1 2の氏名を代筆したこと、③ 本件選挙管理委員会の職員は、H6に対する本件参
15 考人録取書の代筆した理由に関する設問に対する回答欄の「高齢のため字が書けません」にチェックしたこと、④ I3は、同年3月24日、G 1 2の自宅を訪問し、応対したF 1 1から、G 1 2はF 1 1が本件署名簿にG 1 2の氏名を代筆した当時は入院していたものの、被告の当時の町長を支持しており、本件署名簿に署名することを希望するだろうと
20 考え、G 1 2の確認を取らずに本件署名簿に同人の氏名を代筆した旨、F 1 1としてはG 1 2が氏名を自署することはできると考えている旨聴取したこと、⑤ I3は、その際、F 1 1に対し、「心身の故障が無く、自分で自分の名前が書ける」旨記載された証明書と題する書面にG 1 2の氏名を代筆するよう求め、F 1 1は上記証明書にG 1 2の氏名を代筆
25 したこと、⑥ 同委員会の職員は、同年5月12日、G 1 2の自宅を訪問し、応対したF 1 1から、G 1 2から代筆するよう依頼されたことか

ら代筆した旨、同人は高齢で手は震えているものの、実際に氏名を自署することができるかわからない旨、I 3に対応した際にはG 1 2本人には確認していないものの、同人が字を書くことができると考えたことから、書けると回答した旨聴取したことが認められる。

5 (イ) 以上の事実によると、G 1 2の氏名を代筆したF 1 1自身、本件署名簿にG 1 2の氏名を代筆した当時、同人が本件署名簿に氏名を自署することが困難な状態にあったとまでは認識していなかったことが認められる。

10 (ウ) そうすると、そもそもF 1 1はG 1 2から本件署名簿に同人の氏名を代筆する委任を受けていたか否かの点を措いても、F 1 1は、G 1 2が心身の故障その他の事由により本件署名簿に氏名を自署することができないかが明らかではない状況の下、本件署名簿に同人の氏名を代筆したものであることができるから、同人の署名は、代筆の要件を欠き、有効とは認められない。

15 サ G 1 3（別紙2-2番号12）の署名の有効性

(ア) 証拠（甲47-9、乙3の2、証人D）及び弁論の全趣旨によると、
① 本件収集受任者のH 7は、令和7年1月9日、G 1 3（当時74歳）の署名を収集したこと、② F 1 2は、本件署名簿にG 1 3の氏名を代筆したこと、③ 本件選挙管理委員会の職員は、H 7に対する本件参考人録取書の代筆した理由に関する設問に対する回答欄の「その他」にチェックし、「病気してから調子が悪い」と記載したことが認められる。

20 (イ) 以上の事実によると、F 1 2は、G 1 3が病気の影響から本件署名簿に氏名を自署することが困難であったことから、本件署名簿に同人の氏名を代筆したものと認められる。

25 (ウ) そうすると、G 1 3は、心身の故障その他の事由により本件署名簿に自署することができなかつたと認められる上、同人がF 1 2に本件署名

簿にG 1 3の氏名を代筆することを委任していないなどとはうかがわれ
れないから、同人の署名は、代筆の要件を充たし、有効と認められる。

シ G 1 4（別紙2-2番号16）の署名の有効性

5 (ア) 前提事実(2)エ、証拠（甲45、47-13、乙3の2、証人C、証人
D）及び弁論の全趣旨によると、① 本件収集受任者のH8は、令和6
年12月29日、G14（当時89歳）の署名を収集したこと、② F
13は、本件署名簿にG14の氏名を代筆したこと、③ 本件選挙管理
委員会の職員は、H8に対する本件参考人録取書のG14と面会したか
否かに関する設問に対する回答欄の「はい」に、代筆した理由に関する
10 設問に対する回答欄の「高齢のため字が書けません」にそれぞれチェッ
クしたこと、④ Cは、H8に対する本件参考人録取に立ち会い、Cメ
モに「詳しく説明はしてない」「内容知らず代筆」と記載したことが認
められる。

15 (イ) 上記のとおり、H8に対する本件参考人聴取の際に同人が回答した内
容に関する本件選挙管理委員会の職員の認識とCの認識には相違がある
ところ、前記ア(イ)と同様に、Cメモの記載内容に比して本件参考人録取
書の記載内容の方がより正確性が高いものと考えられる。

20 これを踏まえて検討すると、F13は、G14が高齢のために本件署
名簿に氏名を自署することが困難であったことから、本件署名簿に同人
の氏名を代筆したものと認められる。

(ウ) そうすると、G14は、心身の故障その他の事由により本件署名簿に
自署することができなかったと認められる上、同人がF13に本件署名
簿にG14の氏名を代筆することを委任していないなどとはうかがわれ
れないから、同人の署名は、代筆の要件を充たし、有効と認められる。

25 ス G 1 5（別紙2-2番号22）の署名の有効性

(ア) 前提事実(2)エ、証拠（甲45、47-15、乙3の2、証人C、証人

D) 及び弁論の全趣旨によると、① 本件収集受任者のH9は、令和7年1月3日、G15（当時93歳）の署名を収集したこと、② F14は、本件署名簿にG15の氏名を代筆したこと、③ 本件選挙管理委員会の職員は、H9に対する本件参考人録取書のG15と面会したか否かに関する設問に対する回答欄の「はい」に、代筆した理由に関する設問に対する回答欄の「高齢のため字が書けません」にそれぞれチェックしたこと、④ Cは、H9に対する本件参考人聴取に立ち会い、CメモにH9がG15と面会していないという趣旨で「×」と記載するとともに「書くのが大変」と記載したことが認められる。

10 (イ) 上記のとおり、H9に対する本件参考人聴取の際に同人が回答した内容に関する本件選挙管理委員会の職員の認識とCの認識には相違があるところ、前記ア(イ)と同様に、Cメモの記載内容に比して本件参考人録取書の記載内容の方がより正確性が高いものと考えられる。

これを踏まえて検討すると、H9はG15と面会したものと認められ、
15 F14は、G15が高齢のために本件署名簿に氏名を自署することが困難であったことから、本件署名簿に同人の氏名を代筆したものと認められる。

(ウ) そうすると、G15は、心身の故障その他の事由により本件署名簿に自署することができなかつたと認められる上、同人がF14に本件署名簿にG15の氏名を代筆することを委任していないなどとはうかがわれないから、同人の署名は、代筆の要件を充たし、有効と認められる。

20 セ G16（別紙3-2番号8）の署名の有効性

(ア) 証拠（甲47-50、63、乙15の1・2、乙21、証人F15、証人I4、証人D）及び弁論の全趣旨によると、① 本件収集受任者のH10は、令和7年1月4日、G16（当時83歳）及び夫のF15の自宅を訪問し、同人らの署名を収集したこと、② F15は、G16に

対し、本件署名簿に同人の氏名を代筆することについて確認し、本件署名簿に同人の氏名を代筆したこと、③ F 1 5としては、G 1 6は本件署名簿が本件町議会の解散請求に関する署名簿であることを理解できていないと考えていること、④ G 1 6は、令和6年11月頃入院し、その後に退院してから認知能力が大きく低下したものと考えられること、⑤ 本件選挙管理委員会の職員は、令和7年5月16日、同人及びF 1 5の自宅を訪問し、G 1 6に対し、同年1月4日にF 1 5に代筆を依頼したかについて質問し、G 1 6が頷いたことを確認したこと、他方、F 1 5としては、G 1 6は頷いたものの、何も理解できていないのではないかと考えていることが認められる。

(イ) 以上の事実によると、G 1 6は、F 1 5が本件署名簿にG 1 6の氏名を代筆した当時、認知機能が大きく低下しており、本件署名簿に署名することの意味内容やF 1 5に氏名の代筆を依頼することの意味内容を理解していなかったものと認められる。

(ウ) そうすると、F 1 5は、G 1 6から本件署名簿に同人の氏名を代筆することを委任されていないにもかかわらず、本件署名簿に同人の氏名を代筆したものと認められるから、同人の署名は、代筆の要件を欠き、有効とは認められない。

ソ G 1 7（別紙3-2番号10）の署名の有効性

(ア) 前提事実(2)エ、証拠（甲45、47-51、67、乙3の3、証人C、証人D）及び弁論の全趣旨によると、① 本件収集受任者のH 1 1は、令和6年12月30日、G 1 7（当時40歳）の署名を収集したこと、② F 1 6は、本件署名簿にG 1 7の氏名を代筆したこと、③ 本件選挙管理委員会の職員は、H 1 1に対する本件参考人録取書のG 1 7と面会したか否かに関する設問に対する回答欄の「はい」にチェックし、「自宅で隔離」と記載するとともに、代筆した理由に関する設問に対する回

答欄の「その他」にチェックし、「インフルエンザ」と記載したこと、
④ Cは、H 1 1に対する本件参考人聴取に立ち会い、CメモにH 1 1
がG 1 7と面会していないという趣旨で「×」と記載するとともに「コ
ロナで2階に居た」と記載したことが認められる。

5 (イ) 上記のとおり、H 1 1に対する本件参考人聴取の際に同人が回答した
内容に関する本件選挙管理委員会の職員の認識とCの認識には相違があ
るものの、H 1 1に対する本件参考人録取書の記載内容に照らしても、
G 1 7はインフルエンザにより自宅内で隔離されているというのである
から、H 1 1はG 1 7と直接面会していないものと認められる。

10 　そして、H 1 1がG 1 7と直接面会していない以上、F 1 6が本件署
名簿にG 1 7の氏名を代筆した当時、同人がインフルエンザの影響から
本件署名簿に氏名を自署することが困難な状態にあったかどうかはわか
らないことが認められる。

15 (ウ) そうすると、F 1 6は、G 1 7が心身の故障その他の事由により本件
署名簿に氏名を自署することができないかが明らかではない状況の下、
本件署名簿に同人の氏名を代筆したものということができるから、同人
の署名は、代筆の要件を欠き、有効とは認められない。

タ G 1 8（別紙3－2番号11）及びG 1 9（同番号12）の各署名の有
効性

20 (ア) 証拠（甲23、24、47－51、63、乙3の3、乙16の1・2、
乙17の1・2、乙21、証人F 1 7、証人I 4、証人D）及び弁論の
全趣旨によると、① 本件収集受任者のH 1 1は、令和7年1月4日、
G 1 8（当時98歳）及びG 1 9（当時97歳）の自宅を訪問し、同人
らの各署名を収集したこと、② 同人らの子のF 1 7は、G 1 8から寒
25 さの影響から手が震えて署名ができないとして本件署名簿に氏名を代筆
することについて承諾を得るとともに、G 1 9からも手が震えて署名が

できないとして本件署名簿に氏名を代筆することについて承諾を得たこと、③ F 1 7は、H 1 1に対し、G 1 8及びG 1 9は高齢のために手が震えて署名ができない旨説明し、H 1 1から代筆でもかまわない旨説明を受け、本件署名簿にG 1 8及びG 1 9の氏名を代筆するとともに、
5 氏名代筆者として署名したこと、④ 本件選挙管理委員会の職員は、H 1 1に対する本件参考人録取書のF 1 7がG 1 8及びG 1 9の各署名を代筆した理由に関する設問に対する回答欄の「高齢のため字が書けません」にチェックしたこと、⑤ I 4は、令和7年3月22日頃、G 1 8及びG 1 9の自宅を訪問し、同人らから本件署名簿に同人らの氏名を代筆するよう頼んだ覚えはない旨聴取したものの、同人らに氏名を自署するよう求めることはなかったこと、⑥ F 1 7は、G 1 8及びG 1 9に対し、I 4が訪問してきたかを確認し、同人らから来ていない旨聴取したこと、⑦ 同委員会の職員は、同年4月28日、G 1 8及びG 1 9の自宅を訪問し、G 1 8から手が震えて氏名を自署することはできない旨、
10 G 1 9から手に力が入らないので氏名を自署することはできない旨聴取したことが認められる。

(イ) 以上の事実によると、G 1 8及びG 1 9は、高齢や寒さによる手の震えの影響により、いずれも本件署名簿に氏名を自署することが困難であったことが認められる。また、同人らは、F 1 7が本件署名簿にG 1 8及びG 1 9の氏名を代筆することを承諾したものと認められる。
20

(ウ) そうすると、G 1 8及びG 1 9は、いずれも心身の故障その他の事由により本件署名簿に氏名を自署することができず、かつ、F 1 7に本件署名簿にそれぞれの氏名を代筆することを委任したということができるから、G 1 8及びG 1 9の各署名は、代筆の要件を充たし、いずれも有効と認められる。
25

チ G 2 0（別紙 3 - 2 番号 1 4）の署名の有効性

5 (ア) 証拠（甲 4 7 - 5 2、証人 G 2 0）及び弁論の全趣旨によると、① G 2 0（当時 6 9 歳）は、令和 7 年 1 月 5 日に本件収集受任者の H 1 1 が G 2 0 の自宅を訪問した際、体調が悪く寝ていたこと、② 同人の妻の F 1 は G 2 0 が本件署名簿に同人の氏名を代筆することを依頼していな
いにもかかわらず本件署名簿に同人の氏名を代筆したこと、③ 同人は F 1 から事後的に本件署名簿に G 2 0 の氏名を代筆した旨報告を受けたことがそれぞれ認められる。

10 なお、本件選挙管理委員会の職員が同年 5 月 1 8 日に G 2 0 の自宅を訪問した際に、同人から F 1 が本件署名簿に G 2 0 の氏名を代筆した当時は体調を崩しており、F 1 に対して本件署名簿に G 2 0 の氏名を代筆することを依頼した旨聴取したことが記載された面談記録（乙 1 8）については、同人は明確にこれと異なる供述をしているから（証人 G 2 0）、採用することができない。

15 (イ) そうすると、F 1 は、G 2 0 が F 1 に本件署名簿に G 2 0 の氏名を代筆することを委任していないにもかかわらず、本件署名簿に同人の氏名を代筆したものであるから、同人の署名は、代筆の要件を欠き、有効とは認められない。

ツ G 2 1（別紙 3 - 2 番号 1 6）の署名の有効性

20 (ア) 証拠（甲 2 2、6 3、乙 3 の 3、乙 2 0、2 1、証人 I 4、証人 D）及び弁論の全趣旨によると、① 本件収集受任者の H 1 2 は、G 2 1（当時 8 7 歳）の自宅を訪問し、同人の署名を収集したこと、② 同人の子の F 1 8 は、本件署名簿に G 2 1 の氏名を代筆するとともに、氏名代筆者として署名したこと、③ 本件選挙管理委員会の職員は、H 1 2 に対する本件参考人録取書の代筆した理由に関する設問に対する回答欄の
25 「その他」にチェックし、「半認知症、内容は理解している」と記載し

たこと、④ I 4は、令和7年3月22日頃、G 2 1の自宅を訪問し、
対応した同人から本件署名簿に同人の氏名が代筆されていることは知ら
ない旨聴取したものの、同人に氏名を自署するよう求めることはなかつ
たこと、⑤ 同委員会の職員は、同年5月10日、G 2 1の自宅を訪問
5 し、F 1 8からG 2 1は高齢で読めない字を書いてしまうことがあるの
で代筆したものの、時間を要すれば字を書けないことはないとする旨
聴取したことが認められる。

(イ) 以上の事実によると、G 2 1の氏名を代筆したF 1 8自身、本件署名
簿にG 2 1の氏名を代筆した当時、同人が本件署名簿に氏名を自署する
10 ことが困難な状況にあったとまでは認識していなかったことが認めら
れる。

(ウ) そうすると、F 1 8は、G 2 1が心身の故障その他の事由により本件
署名簿に氏名を自署することができないかが明らかではない状況の下、
本件署名簿に同人の氏名を代筆したものであるから、同人
15 の署名は、代筆の要件を欠き、有効とは認められない。

テ 上記アないしツを除く原告らが違法代筆類型に当たると主張する各署名
有効性

上記アないしツを除く原告らが違法代筆類型に当たると主張する各署名
については、各署名者が本件署名簿に自身の氏名を署名することができた
20 ことをうかがわせる事情や各署名者が各氏名代筆者に委任していないこと
をうかがわせる事情は見当たらないから、いずれも有効と認められる。

3 争点3（原告らが同一筆跡類型に当たると主張する各署名の有効性）に対す
る判断

(1) L（別紙2-1番号15・別紙3-1番号15）を除く原告らが同一筆跡
25 類型に当たると主張する各署名の有効性

別紙1-1番号1ないし48、別紙2-1番号1ないし14、同番号16

ないし24、別紙3-1番号1ないし14、同番号16ないし71の各署名は、本件署名簿にこれらの署名と同一筆跡である他の署名が記載されているとしようかがわからないから、いずれも有効と認められる。

(2) L（別紙2-1番号15・別紙3-1番号15）の署名の有効性

5 ア 証拠（甲46、47-8、60、証人L）及び弁論の全趣旨によると、
① Lの子であるMは、令和7年1月17日、本件収集受任者のH6から本件署名簿への署名を依頼されたこと、② Mは、その際、Lに電話し、本件署名簿に同人の氏名を記載することについて了解を求めたこと、③ Mは、Lがこれを了解したことから、本件署名簿にL及びNの氏名を記載
10 したものの、本件署名簿に氏名代筆者としての署名をしなかったことがそれぞれ認められる。

なお、本件選挙管理委員会の職員がN及びLに直接聴取をした際に作成された書面（乙4）には、Lは本件署名簿に氏名を自署した旨記載されているものの、同人はこれを明確に否定していることから（証人L）、同人が
15 本件署名簿に氏名を自署したと認めることはできない。

イ そうすると、Mは、本件署名簿にLの氏名を代筆したにもかかわらず、氏名代筆者としての署名をしていないから、Lの署名は、代筆の要件を欠き、有効とは認められない。

4 まとめ

20 以上によると、原告らが本件各裁決の取消し及び無効であることの確認を求める各署名中、別紙1-2番号26、別紙2-1番号15、別紙2-2番号2、5、6、8、9、別紙3-1番号15、別紙3-2の番号8、10、14、15、16の延べ13人分（実12人分）の各署名は、いずれも有効とは認められない。

25 したがって、上記各署名が無効であることを確認するとともに、原告ら異議申出に対する本件各裁決のうち、上記各署名に関する異議申出を棄却した部分

を取り消すこととする。

第4 結論

よって、原告らの請求は前記第3の4の限度で理由があるからこの限度で認
容し、その余はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判
決する。

5

仙台地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官 中 俣 千 珠

10

裁判官 熊 谷 浩 明

裁判官 水 田 菜々実